

君津市自動販売機設置事業者募集要項

君津市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の事項をご確認の上、お申し込みください。

1 設置者募集物件

物件番号	設置場所		台数
	名称	住所	
1	君津市消防庁舎 1階ロビー	君津市塙師 3-1-25	1
2	消防署松丘分署 1階土間	君津市広岡 1795-1	1

2 応募資格要件

応募できる方は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法人の場合は、県内に本店又は営業所等を有すること、個人の場合は、市内に居住し業を営んでいること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はなされていない者、並びに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てを成されていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務（自らが管理）について2年以上の実績を有している者であること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (10) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (11) 君津市と「災害時における飲料水の供給協定に関する協定書」を締結できること。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付（貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

原則として、令和8年4月1日から3年間とし、更新はできないものとする。

(3) 貸付料等

①貸付料

君津市が設定する最低価格以上で、最高の提示価格をもって貸付料（月額）とする。

貸付料は、建物の一部分を貸し付ける場合にあっては君津市自動販売機設置事業者応募申込書（以下「申込書」という。）に記載された金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を合算した額、土地の一部分を貸し付ける場合にあっては申込書に記載された金額とする。

なお、貸付料は、君津市が指定する月数分を別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

②その他必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。また、証明用特定計量器（子メーター）等の設置及び管理は、設置事業者が行うこととし電気料及び水道料は、君津市が指定する月数分を別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。なお、料金の計算方法は君津市で定めたものとし、料金の計算式は次のとおりとする。

$$\text{料金の計算式} = \frac{\text{子メーター表示}}{\text{の月間使用量}} \times \frac{\text{当該親メーター}}{\text{により計算される}} \\ \text{当該子メーターに} \\ \text{直結する親メーター} \\ \text{表示の月間使用量}$$

(4) 貸付上の制限

次のことを遵守すること。

- ①貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸しないこと。
- ③販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- ④販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ①自動販売機の維持管理は設置事業者が責任を持って行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②原則として自動販売機1台に対し1個の割合で自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・瓶・ペットボトル等）の種類に応じた空き容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

- ③衛生管理及び感染症対策の徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと。
- ⑤設置する自動販売機は、環境負荷低減機種にするなど、環境に配慮すること。
- ⑥自動販売機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(6) 契約の解除等

建物の建て替え等により設置の継続が困難になったときは、自動販売機設置場所の変更や契約を解除することができる。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復すること。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

申込手続きは、消防総務課窓口にて申込むこと。

※郵送、電話、FAX、メール等による受付は行わない。

(2) 申込期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

※土日・祝日は除く、午前8時30分～午後5時15分まで

(3) 申込書類

①応募申込書（第1号様式）

②誓約書（第2号様式）

③販売品目一覧（第3号様式）

④設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法が確認できるもの）

⑤②（6）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）

⑥法人は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は住民票記載事項証明書

⑦市税、都道府県税、国税（法人税、消費税及び地方消費税）の各納税証明書

※各証明については、発行後3カ月以内のもの

(4) 申込書等の書換え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

①応募資格のない者が行った応募申込み

②募集に関し、不正な行為を行った応募申込み

③その他指定した以外の方法により提出された応募申込み

5 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は市が定めた最低価格以上で、最高使用料の申込みをした者とする。
- (2) 同額の最高使用料で申込みした者が2者以上いるときは、「くじ」により設置事業者を決定する。
- (3) 設置事業者の決定後、応募者に選定結果を連絡する。
- (4) 設置事業者に決定した者は、賃貸借契約締結の手続きを行う。
- (5) 設置事業者に決定した者が契約を締結しないときは、市が定めた最低価格以上の次順位者を繰上げることとする。